

## 令和7年度 基幹相談支援センター機能強化事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項

### 1 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書類を提出した参加者(以下「参加者」という。)に限る。

### 2 審査の方法

- (1) 審査は、参加資格審査及びヒアリング審査により実施する。
- (2) 参加資格審査は、本市が設置した基幹相談支援センター機能強化事業業務プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)事務局が審査する。
- (3) ヒアリング審査は、選定委員会の各委員が、参加者ごとに評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 評価項目、評価内容、配点等は、別紙1「ヒアリング審査 審査基準」のとおりとする。
- (5) 参加者が1者の場合であっても審査を実施する。

### 3 ヒアリング審査

- (1) 提案書類及びヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ア 参考見積書記載の金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額が、見積限度額を超えている場合
  - イ 提案書類について、基幹相談支援センター機能強化事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項に定める提出方法、提出先及び期限に適合しない場合
  - ウ 提案書類の提案内容に疑義がある場合
  - エ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合
  - オ 参加者及び協力会社が、不正行為(審査関係者に対する不当な活動を含む。)を行ったと認められる場合
- (3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。

タイムスケジュール

  - 1) 参加者から提案書類に関する概要説明 30分以内
  - 2) 委員から参加者へのヒアリング 20分以内
  - 3) 参加者の出席人数は3人以内とする。ただし、概要説明は当該業務を実施する1名で行うこと。
  - 4) パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
  - 5) 提案書類以外の追加資料の提示及び配付は認めない。
- (4) 各委員の点数について、評価項目ごとに平均値(小数点第2位以下切捨て)を算出し、その合計をヒアリング審査の点数とする。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により、ヒアリング審査を延期若しくは中止し、又はオンライン会議ツールでの実施に変更する場合がある。その際の審査方法は別に指示する。

#### 4 受託候補者の決定

- (1) ヒアリング審査の点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、ヒアリング審査の点数が総得点の6割以上であることを条件とする。
- (2) ヒアリング審査の点数が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、別紙1「ヒアリング審査 審査基準」の「企画提案書・ヒアリング等に関する項目」の総得点が高い者を受託候補者とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。
- (3) 参加者が1者の場合であっても、ヒアリング審査の点数が総得点の6割以上であれば、受託候補者に決定する。

別紙1 ヒアリング審査 審査基準

評価項目		評価内容	配点	
関 事 業 者 に 関 する 項 目	1	相談支援に関する実績等	過去に実施した相談支援の内容、実績、成果等	10
	2	基幹相談支援センターの運営についての考え方	基幹相談支援センターの役割を理解し、その実施方針、方法、体制構築等が考えられているか。	10
企 画 提 案 書 ・ ヒ ア リ ン グ 等 に 関 する 項 目	3	総合的・専門的な相談支援の実施についての具体的方策	困難ケースに対する相談支援や地域移行支援等総合的な支援に関し、その実施方針、方法、体制構築等が考えられているか。	10
	4	地域の相談支援体制の強化の取組についての具体的方策	地域の相談支援事業者等への専門的な指導・助言、人材育成の支援など、その実施方針、方法、体制構築等考えられているか。	10
	5	地域生活支援拠点コーディネート業務	地域生活支援拠点として、実施方針、方法、体制構築及び対策等が考えられているか。	5
	6	地域移行・地域定着の促進の取組についての具体的方策	地域生活支援拠点事業など地域生活を支えるための体制整備に関し、その実施方針、方法、体制等が考えられているか。	5
	7	権利擁護・虐待防止についての具体的方策	虐待対応等の理解や成年後見制度利用支援など、その実施方針、方法、体制構築等が考えられているか。	10
	8	志摩市障害者施策推進協議会への参画についての具体的方策	協議会事務局の理解や相談支援事業者のネットワーク構築等、その実施方針、方法、体制構築等が考えられているか。	5
	9	専門的な職員の配置	基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的な職員がより多く配置されていること。	5
	10	専門性の高い相談への対応	強度行動障害、医療的ケア、精神障害等の障がい特性に応じた専門性の高い相談を行えること。	5
	11	職員配置及び勤務体制等	勤務体制等は適正か。 年齢、性別、職務経験などバランスは考慮されているか。	5
	12	職員の能力向上の取組について	相談員の資質向上の重要性を理解しているとともに、その方針、計画、内容等について考えられているか。	5
	13	個人情報保護の取組みと苦情解決体制	個人情報保護等の重要性を理解しているか。 個人情報保護の適正な管理及び苦情解決への取組み・体制等について考えられているか。	5
	14	公平性・中立性の確保について	中立・公平な運営ができ、その確保のための方策等について考えられているか。	5
	15	地域との連携ネットワーク構築	関係機関等との連携について、その実施方針、方法、体制構築等が考えられているか。	5
	16	提案者自らが実施する提案事業等	提案内容は本業務を理解し関連性が高いものであるか。 また、独自性があり、障がい者にとって有効なものか。	5

※ 配点基準

配点基準	配点(5)	配点(10)
優れている	5	10
やや優れている	4	8
普通	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2